

(平成13年3月9日漁調委第120号)

南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業承認取扱要領

沖縄海区漁業調整委員会指示12第5号に基づく事務取扱いは次によるものとする。

(承認申請)

第1 沖縄海区漁業調整委員会指示12第5号の1の定めによる沖縄海区の南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業(以下「当該漁業」という)について承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに、第1号様式による漁業操業承認申請書に次に掲げる書類を添付し、沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)へ提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 漁船登録票の写し
- (3) 操業しようとする区域を漁場とする地元の漁業組合又は水産組合の同意書
- (4) その他、委員会が承認について判断するために必要と認めて指示する書類

(承認証の交付)

第2 委員会は、第1により当該漁業の操業を承認したときは、第2号様式による漁業操業承認証(以下「承認証」という)を交付する。

(承認内容の変更)

第3 操業の承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、第3号様式による漁業操業承認内容変更申請書を委員会へ提出して承認を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第4 操業の承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、遅滞なく第4号様式による漁業操業承認再交付申請書を委員会へ提出し再交付を受けなければならない。

(廃業届の提出)

第5 第1により当該漁業の操業の承認を受けた者が当該漁業を廃業したときは、第5号様式による漁業廃業届を委員会へ提出しなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第6 第1により操業の承認を受けた者は、当該漁業の操業中は第6号様式による承認旗章を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(操業状況の報告)

第7 第1により当該漁業の操業の承認を受けた者は、毎年1月から12月までの漁獲実績を記載した第7号様式による漁獲状況実績報告書を翌年の1月末日までに委員会へ提出しなければならない。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行し、平成15年8月31日までとする。